【監理団体の許可の取消しの内容】

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名:協同組合労働振興会
 - (2) 代表者職氏名:代表理事 藤田 幸
 - (3) 所 在 地:静岡県静岡市駿河区広野四丁目3-56

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和3年3月26日をもって監理 団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関である、VIET HUMAN RESOURCES CONNECTION JOINT STOCK COMPANY との間で、監理事業に関し手数料を受ける内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。